

住宅用家屋証明の手続きについて

郵送で請求される場合、同封していただくもの

- ①住宅家屋証明申請書（別紙）
- ②手数料分の定額小為替証書 1件 1,300円
（ゆうちょ銀行発行）※無記名のまま同封してください。
- ③返信用封筒（宛先記入・切手貼付したもの）
- ④下記添付書類

添付書類について

申請書に必要な事項を記入の上、それぞれの場合に応じた書類を提出してください。

● 新築されたもの

①いずれか1つ

- ① 登記事項証明書
※「インターネット登記情報提供サービス」から取得して、照会番号及び発行年月日が記載されたものでも可。登記申請中の場合はオンライン登記情報が確認できないため不可。
- ② 電子申請による登記完了証
- ③ 書面申請による登記完了証及び受領証（受領証は登記申請書の写しでも可）

②住民票の写し（住所移転が完了していない場合は申立書が必要）

③当該家屋が認定長期優良住宅の場合は長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の原本

④当該家屋が認定低炭素住宅の場合は都市低炭素化促進法施行規則第五号様式による申告書の副本及び第六号様式による認定通知書の原本

● 建築後使用されたことのないもの

①いずれか1つ

- ① 登記事項証明書
※「インターネット登記情報提供サービス」から取得して、照会番号及び発行年月日が記載されたものでも可。登記申請中の場合はオンライン登記情報が確認できないため不可。
- ② 電子申請による登記完了証
- ③ 書面申請による登記完了証及び受領証（受領証は登記申請書の写しでも可）

②住民票の写し（住所移転が完了していない場合は申立書が必要）

③売買契約書又は登記原因証明情報の写し（競落の場合は、代金納付期限通知書の写し）

④家屋未使用証明書

⑤当該家屋が認定長期優良住宅の場合は長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の原本

⑥当該家屋が認定低炭素住宅の場合は都市低炭素化促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第六号様式による認定通知書の原本

【区分建物（マンション等）の場合】

- ② 表示登記又は登記原因証明情報の写し
- ② 住民票の写し（住所移転が完了していない場合は申立書が必要）
- ③ 売買契約書、登記原因証明情報又は所有権譲渡証明書並びに承諾書の写し（競落の場合は、代金納付期限通知書の写し）
- ④ 家屋未使用証明書
- ⑤ **当該家屋が認定長期優良住宅の場合** は長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の原本
- ⑥ **該当家屋が認定低炭素住宅の場合** は都市低炭素化促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第六号様式による認定通知書の原本

● 建築後使用されたことのあるもの

- ① 建物の登記事項証明書の写し
- ② 住民票の写し（住所移転が完了していない場合は申立書が必要）
- ③ 売買契約書又は登記原因証明情報の写し（競落の場合は、代金納付期限通知書の写し）
- ④ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し
（昭和56年12月31日以前に建築された建物の場合に必要）
- ⑤ 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建設業者から取得したものについては下記担当までご連絡ください。

● 抵当権の設定登記の税率軽減を受けるためのもの

上記の書類に当該家屋の新築・取得のための資金の貸付に係る次のいずれか1つの書類の写し

- ① 金銭消費貸借契約書
- ② 債務の保証契約書
- ③ 登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのもの）

※増築の場合は増築に係る表題登記を変更した登記事項証明書が必要です。

----- 軽減を受けられる要件 -----

- | | |
|---|--------------------|
| ◇ 個人の住宅用家屋 | ◇ 新築又は取得後1年以内に行う登記 |
| ◇ 総床面積が50㎡以上 | ◇ 総床面積には付属家等を含む |
| ◇ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書については、家屋の調査又は評価されたのが、取得の日前2年以内に限る | |

そのほか、不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所総務部課税課資産税係

家屋担当TEL 0557 (32) 1276